



コバトン さいたまっち

埼玉県のマスコット



# えせ同和行為

えせ同和行為対応の手引



彩の国  
埼玉県



## 目 次

I	まず同和問題を理解しましょう	1
II	えせ同和行為とは	4
III	えせ同和行為の代表的な事例	5
IV	えせ同和行為への対応	6
1	組織としての心得	6
(1)	基本的姿勢	6
(2)	諸機関への相談等	8
(3)	民事上の法的手段	10
2	直接対応する担当者の心得	12
(1)	基本的姿勢	12
(2)	対応に当たって	13
3	具体的事例と対応	17
(1)	書籍の購入強要への対処方法	17
(2)	寄付金・賛助金の強要の対処方法	24
(3)	研修会への参加及び講師派遣の強要の対処方法	25
(4)	代理人と称した介入をされた場合の対処方法	26
(5)	下請への参加強要をされた場合の対処方法	27
V	研修などの御案内	29
1	県啓発講師の派遣について	29
2	人権啓発DVD等の貸出しについて	32
VI	相談窓口	33

# I まず同和問題を理解しましょう

## (1) 同和問題（部落差別）とは

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした偏見により、交際を避けたり、結婚を取りやめたりすることは差別であり、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。

## (2) 同和問題の早期解決に向けて

これまで、県では同和問題の解決をめざし様々な事業を行い、同和地区における生活環境などについては、大きく改善が図られました。

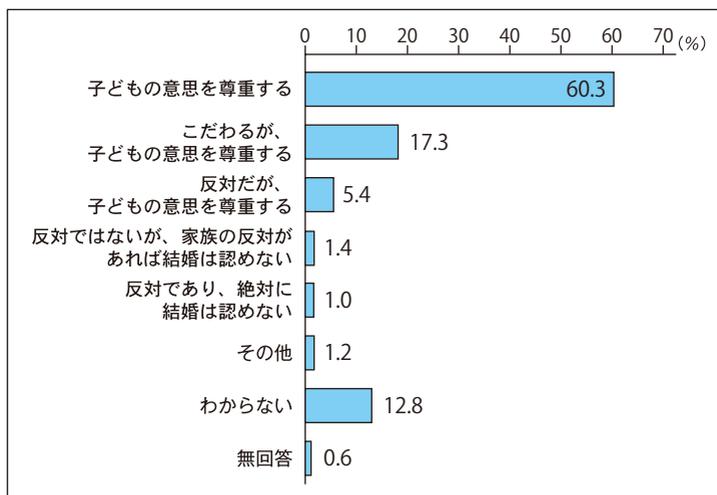
しかしながら、今なお、一部の人に同和問題に係る差別意識や偏見が残っており、差別的な発言や落書き、結婚などの際の身元調査等が行われています。

また、情報化社会の進展に伴い、インターネット上に差別的な書込みや動画を載せる事例も後を絶ちません。

私たちは「幸せに生きる」権利を有しており、それを侵すことは、決して許されることではありません。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自分自身の問題として、もう一度考え、相手に対して思いやりの気持ちを持ち、差別を許さないという強い意志をもって行動することが大切です。

「あなたの子どもの結婚相手が同和地区出身者だった場合、あなたはどのようにしますか。」との問いに対する答えです。



(人権に関する県民意識調査 令和2年 埼玉県)

子どもの意思を尊重するとの回答が多いものの、「反対」「ややこだわりがある」など、依然として、本人の性格等に因らない理由である同和地区出身であるということだけの理由で、避けたり関わり合いたくないという意識があるという結果です。

### (3) 同和問題を正しく理解するには

県では、市町村や県内企業等の団体が行う事業を支援するため、

- ①人権・同和問題に係る研修会に啓発講師を派遣（無料）

【29 ページ参照】

- ②人権啓発DVD等の貸出し（無料）【32 ページ参照】

- ③啓発冊子「同和問題の解決をめざして（本編・資料編）」、リーフレット「同和問題の解決をめざして」の配布（無料）を行っています。

是非ご活用ください。

## (4) 部落差別の解消を推進するための法律、条例

### ① 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成 28 年公布、施行)

この法律では「部落差別の解消に関する施策は（中略）部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。」と基本理念を定めています。

### ② 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和 4 年公布、施行)

この条例は、法律の基本理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

条例では部落差別の禁止規定を設け、以下の行為を禁止しています。

- ・ 図書、地図その他資料の公表又は流布
- ・ インターネットの利用による情報の提供
- ・ 結婚又は就職に際しての身元調査
- ・ 土地建物等を取引の対象から除外するための調査
- ・ その他の行為

また、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めていただけるよう、県民や事業者の責務を規定しています。

## II えせ同和行為とは

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、企業・個人や行政機関等に高額な書籍を売りつけるなど、不当な要求をする行為が「えせ同和行為」です。

えせ同和行為の具体例としては、図書等の購入・寄付の強要、代理人と称した介入などがあげられます。

その場しのぎで容易にえせ同和行為に応じることは、えせ同和行為を更に横行させるだけでなく、同和問題の解決を妨げることとなります。

えせ同和行為は、その行為自体が問題となるものであり、行為を行う者がどのような団体に属するかは問題ではありません。また、団体が実在するか否かということは関係ありません。そのため、県では「えせ同和団体」という言い方はしていません。

同和問題を解決するために活動している団体は多数ありますが、行政機関等による団体の登録や認定制度はありません。

えせ同和行為を排除するために重要なことは、同和問題を正しく理解するとともに、不当な要求には毅然とした態度で断ることです。

## Ⅲ えせ同和行為の代表的な事例

### (1) 要求の種類

- 機関紙・図書等物品購入の強要
- 寄付金・賛助金の強要
- 講演会・研修会への参加強要
- 下請けへの参加強要
- 機関紙等への広告掲載の強要

### (2) 要求の手口

- 執ように電話をかけてくる
- 官公署を使って圧力をかけると言って脅す
- 同和問題（部落差別）を知っているかと言って脅す
- 大声で威嚇する
- 責任者に会わせろと言って脅す

### (3) 要求の口実

- 同和問題（部落差別）の知識（認識、研修）の不足
- 単なる言いがかり、無理難題
- 一方的に差別であると決めつける
- 無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム
- 事務上のミス

## Ⅳ えせ同和行為への対応

私たちは同和問題を正しく理解し、毅然とした態度でえせ同和行為に対処しなければなりません。

### 1 組織としての心得

#### (1) 基本的姿勢

##### ア 同和問題に関する正しい理解と認識を深める

同和問題に関する正しい理解は、えせ同和行為を排除するとともに、同和問題の解決を目指す上で必要不可欠なものです。

「同和問題の認識不足」が、えせ同和行為の要求の口実になっているので、毅然とした態度で対処するためにも、同和問題に関する正しい理解を深めることが大切です。

埼玉県では啓発講師を派遣しています。同和問題の正しい知識の習得のため是非ご活用ください。(P.29 参照)

##### イ 要求と同和問題とは無関係であることを認識する

同和問題の解決に理解を示すことと要求に応じることは、全く別のことです。要求に応じないからといって、同和問題の解決を妨げることにはなりません。

## ウ 事実確認を的確に行う

まず、相手が求めている内容が何であるかの事実確認を的確に行うことが必要です。

相手の要求を安易に認めたり、うかつに謝罪的な発言をすると、その後の対応に問題を生ずることになります。

## エ 安易な妥協はせずに、毅然とした態度で対処する

えせ同和行為を行う者は、ある行為について、差別や人権侵犯の事実が認められないにもかかわらず、それを差別行為であるなどと一方的に断定するなどして、自分に有利な取り扱いを引き出そうとします。

このような行為は断固排除すべきものであり、安易な妥協はせず、毅然とした態度で対処することが必要です。

また、えせ同和行為を行う者は、適正な処理に反して有利に扱われると、逆にそのことを理由にして、新たな要求を迫ってくることがあるので、あくまでも適正な処理を行う必要があります。

## オ 組織全体で対応する

担当者のみに対応を押しつけるようなことは、最も避けるべきです。

例えば支店などで不法、不当な要求を受けた場合は、支店長などが個人的あるいは支店限りで応じたりせず、本店に報告を行い、指示を求めるなど、企業全体が一体となり対応すべきです。

要求への対処について、業務に係る法令、内規、事務処理要領などがある場合は、それらに基づいた適正な処理を

行うことが大切です。

## カ 官公庁の影響力が利用された場合

要求を受けている企業の監督官庁などに「言いつける」などと言って、監督官庁の企業に対する影響力を悪用しようとする場合があります。

国や県、市町村などの官公庁は、えせ同和行為の排除に断固たる姿勢で臨んでおり、えせ同和行為を行う者に加担するようなことはありませんので、このような手口にはだまされないようにしてください。

## (2) 諸機関への相談等（連絡先は P.33 参照）

### ア 法務局への相談

えせ同和行為についての相談のほか、相手方が一方的に「差別された」と問題にした場合など、その事案が人権侵犯に当たるかどうかを調査し、その処理を行っています。

### イ 県への相談

県では、えせ同和行為についての相談のほか、同和問題に関する啓発冊子の配布や人権啓発DVD等（P.32）の貸出し、啓発講師の派遣（P.29）などを行っています。

### ウ 警察などへの連絡

警察などは、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでいます。

具体的に不法・不当な要求を受けた場合には警察などに連絡してください。

- ① **最寄りの警察署、(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター**又は**県警察本部(捜査第四課)**に速やかに連絡をとり、相手方との対応などについて助言を受けてください。

この場合には、えせ同和行為である旨を明確に伝えてください。

なお、(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターでは、えせ同和行為のほか民事介入暴力の相談も受け付けています。

- ② 相手方の強要行為の程度によっては、警察官に立ち会いを求めたり、刑事事件として告訴することも必要です。

## エ 弁護士への依頼

埼玉弁護士会では、**民事介入暴力対策委員会**を設置し、えせ同和行為に対する対応について相談を受け付けています。

- ① えせ同和行為は、かなり知能犯的な色彩を持っている場合が多いので、事案に応じて弁護士によく相談し、その解決を弁護士に依頼してください。
- ② 弁護士に依頼するときは、相手方の要求に安易に妥協しないよう、企業としての方針を弁護士に十分理解してもらうことも必要です。

### (3) 民事上の法的手段

えせ同和行為者は、「脈がある」、「見込みがある」と思わない限り、えせ同和行為を続けることは比較的少ないと思われます。しかし、このような行為が引き続き行われると見込まれる場合は、次のような民事上の手続をとることによって、相手方の横暴に歯止めがかかるなどの効果がありますので、弁護士とよく相談の上、対応してください。

#### ア 内容証明郵便の送達

法的手続をとる前に弁護士と相談し、相手方に内容証明郵便を送達してください。

書面の内容は、次のようなものが考えられます。

- ① 相手方の行為が刑法上の脅迫罪・強要罪・恐喝罪などに該当すること（あるいは、民法上の不法行為となること）。
- ② 今後の連絡は弁護士事務所にされたいこと（弁護士に依頼済みの場合）。
- ③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとること。

さらに、違法行為が続く場合には、再度、対応姿勢を強めた内容証明郵便を送達するか、以下のような法的手続をとってください。

## イ 不作為の仮処分の申請

裁判所に不作為の仮処分（面談禁止、架電（電話をかけること）禁止、立入禁止、業務妨害禁止など）の申請を行ってください。

裁判所の仮処分を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きを止める効果があります。

## ウ 債務不存在確認の訴えなどの提起

ささいな誤りに付け込み、損害賠償請求の訴えをしてくる場合には、債務不存在確認の訴え、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起するなど、紛争を裁判の場に持ち出すことが必要です。

そうすることにより、相手方に対して、毅然たる姿勢を示すこととなります。

## 2 直接対応する担当者の心得

### (1) 基本的姿勢

#### ア 同和問題を理解する

同和問題について十分な理解を持ち、相手に付け入るすきを与えないことです。

- ※ 埼玉県では、別冊で「同和問題の解決をめざして」という同和問題に係る啓発冊子を作成・配布しています。ご希望があれば県人権・男女共同参画課までご連絡ください。

#### イ 毅然とした態度で臨む

終始一貫して、**毅然とした態度で対応**することです。

「毅然」とは、必要以上に恐れず、また見下さずということであり、相手の挑発に乗ってもいけません。あくまでも言葉遣いに注意し、あいまいな返事をして揚げ足を取られないようにしましょう。

#### ウ 不当な要求を拒否する

不法、不当な要求は、**はっきりと拒否**することです。

#### エ 冷静な心構え

相手の要求内容を的確に把握する冷静な心構えが大切です。

## オ 脅しを恐れない

相手方は、内心刑事事件となることを恐れています。激しい言葉があっても恐れずに対応することです。

暴力的言動があれば、そのことにより警察への要請、通報などがとりやすくなります。

## カ 安易な妥協はしない

えせ同和行為を行う者は、刑事事件とならないように、金銭の要求を直接言わずに「誠意をみせろ」、「善処しろ」などと攻めてきますが、その場しのぎの安易な妥協（特に金銭的な妥協）をすると更に付け込まれます。

## (2) 対応に当たって

### ア 初期の対応は、担当者が行う

初期の対応は、原則として担当者が行い、幹部は対応しないことです。幹部が対応すると即答を求められることが多いので、特に、事実確認が不十分な初期の段階での幹部の対応は、極力避けるべきです。

### イ 面談場所を選ぶ

面談する場所は、密室を避け、管理が及ぶ範囲内（例えば、自社の会議室や応接室など）とすることです。

相手方から呼び出しがあっても、相手の指定する場所に出向くことは、相手に乗ぜられる原因となりますので、避けるべきです。

## ウ 必ず複数で対応する

相手の要求内容を的確に把握するためにも、また、誤った対応をしないためにも、対応人員は必ず複数とし、相手方の人員を極力少数に制限するなど、できる限り相手方と同数の人員で対応することです。

また、場合によっては、弁護士や警察と相談の上、弁護士、警察官に待機してもらうことや、弁護士に交渉を委ねるなどの措置をとることも必要です。

## エ 相手方の氏名などの確認をする

相手方の氏名、所属団体、所在、電話番号などを確認してください。

代理人と称する場合は、委任状を提出させ、本人との関係や委任の事実を確認してください。

## オ 要求内容を詳細に記録する

要求内容の誤った理解は、更に大きな問題を発生させる原因になりかねません。

上司に内容を正確に報告するためにも、相手の要求内容などをよく聞き、その趣旨、目的などを正確に把握してください。

録音などの方法も効果的です。相手方がそのことを指摘した場合には、「上司に内容を正確に報告するため」と言っ

て理解を求めることです。

また、関連していると思われる無言電話なども、その時間、状況などを記録しておくことです。民法上の法的措置がとりやすくなります。

## カ こちらの言動に注意する

不適切な言動などがあったと相手方が主張した場合でも、接遇上の問題として適切に処理してください。

相手方が不適切な言動を口実に要求してきた場合、解決策として安易に応じず、相手方が「差別だ、人権侵犯だ」と主張する場合は、その判断を法務局に委ねるとの基本的スタンスを忘れないことです。

- ① おびえず、あわてず、冷静、沈着に対応し、相手方に付け入るスキを与えたり、礼を失した態度を見せないように注意しましょう。

また、相手方の挑発にのっちはいけません。

- ② 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、「当社としては、あなたの要求に応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。どうぞお引き取りください。」などと明確に答え、「検討する」とか「考えてみる」など相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけません。

- ③ 当初の段階で安易に「申し訳ありません」とか「すみません」などと非を認める発言や態度をしてはいけません。

- ④ 相手方が念を押したときは、「はい」、「いいえ」で答えず、こちらの主張を繰り返しましょう。

- ⑤ 誤った発言をした場合には、その場で速やかに訂正しましょう。

#### **キ 相手方の要求に即答、約束をしない**

相手方の要求について、即答できないものはその旨をはっきり伝え、約束などをしてはいけません。

「一筆書け」と言われても書く必要はありません。

相手方の執ような要求に応ずる内容や謝罪などの文書を提出することにより、その場は一応解決したことにはなりますが、後にその書面を根拠に新たな要求をしてくることがあるので、応じないことです。

また、相手方が示した書類への署名、押印などにも応じる必要はありません。

#### **ク 相手方に連絡しない**

特別な事情がない限り、こちらから相手方に電話などをしてしないことです。ささいなことで相手方に連絡をすると、脈ありと誤解を生ずることとなり、頻繁に対応を迫られることとなります。

### 3 具体的事例と対応

#### (1) 書籍の購入強要への対処方法

##### ア 電話での購入要求の対応方法

同和関係（団体）の者を名乗り、同和問題などに関する書籍の購入を電話で強要された場合の対応方法は次のとおりです。

##### ① 購入するしないは、自由意思です

一般の図書や物品の売買と同様、購入する自由、断る自由があります。したがって、買いたくなければきっぱりと「いりません」と断ってください。

「今回限りでよいから協力してくれ」などと言われ一度応じると、再び要求されることがあります。

##### ② 断る理由を言う必要はありません

断る理由を説明する義務はありません。「いらない」旨を繰り返してください。

「予算がないから」などという断り方は、ポケットマネーでの購入を求められます。

「同和問題に関する必要な資料は、県から入手できるので、購入する必要はない」と答える方法もあります。

##### ③ 「検討します」は解決になりません

その場しのぎで「検討します」と答えると、かえって相手方に期待を持たせることになります。問題を先送り

するだけで、解決にはなりません。

#### ④ 「同和問題の解決は国民的課題だから」などと主張してくる場合

「同和問題を知っているか」などと詰問されたり、意見交換しようと思われられても、話には乗らないでください。要求と同和問題は無関係であることを思い出してください。

#### ⑤ 「街宣車を回すぞ」、「今すぐそちらに行くぞ」などと言われた場合

相手も脅し行為が公になって、刑事事件に発展することを恐れています。実際に街宣行為など相手が思いきった行動に出ることは、通常ありません。

相手方の強要行為の程度によっては、警察署などに連絡をとり、助言を受けてください。

### イ 一方的に送り付けられたときの対応方法

注文をしていないのに一方的に商品を送りつけたり、注文を断ったにもかかわらず相手方が勝手に書籍を送りつけたりして、返品又は購入しない旨の意思を示さない限り、購入を承諾したものとして、その代金を請求する手法を**送り付け商法**といいます。

#### 対応方法は次のとおりです。

平成3年に改正された「特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）」では、売買契約に基づかな

いで送付された商品について、「業者はその商品の返還を請求できない」旨を定めています（法第 59 条）。

もし、添え書きの中に、「一定期間内に返事又は返送がなければ承諾したものとみなす」との文言があっても、そのような一方的なみなし文言は無効です。

※ 改正前の規定では、注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送付された商品について、消費者は、その商品の送付があった日から起算して 14 日が経過するまでは、その商品を処分することはできませんでしたが、令和 3 年 7 月 6 日に施行された改正規定では、消費者は直ちに処分ができるようになりました。

なお、特定商取引法は一般消費者を保護するための法律であるため、商品の送付を受けた者が営業のために又は営業として締結することとなる売買契約には適用されません。（法第 59 条第 2 項）

#### ① まず、受取拒否

受取を拒否し、配達人に持ち帰ってもらってください。

#### ② もし受け取ってしまったら

売買契約に基づかないで一方的に送付された商品を受け取ってしまったら、あるいは開封をしてしまったとしても、それにより売買契約が成立したことにはならないので、代金を支払う必要はありません。

ただし、あとで「本を見たのだから代金を払え」など

と因縁を付けられることもあるので、**関係を絶つ意味からも返送**するのも方策です。

返送する場合は、次の方法を参考にしてください。

#### a 開封していない場合

郵便物の場合は、表に、「この郵便物は受け取れません。埼玉太郎（名前も記入）」と赤字で表示した付箋（縦 10 cm × 横 20cm程度のもの）を付けて、郵便局に持っていか、ポストに投函してください。

宅配便の場合は、**宅配業者に「受け取りません」と伝え、受け取りを拒否**してください。

#### b 開封した場合

「購入の意思はない」旨の文書（記載例参照）を同封し、発送したことが確認できる方法（簡易書留や信書を送ることができる宅配便）を利用して必ず控えを保管しておきます。

### 【記載例<送り付け商法>】

〇〇〇〇〇様

このたび送付されました「(書籍名)」を購入する意思はありませんので、返送いたします。

今後は、このような一方的な送付はお断りします。

令和〇年〇月〇日

住所

氏名

## ウ 「つい購入します」と電話等と言ってしまった場合の対応方法

事前に相手方から電話等があり、断りきれずに「購入する」と答えてしまい、書籍が送られてきた場合における契約解除の方法は次のとおりです。

### 「クーリング・オフ」の制度を利用しましょう。

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の消費者取引について、契約後に消費者に頭を冷やして冷静に考え直す時間を与えるため、一定の期間内であれば一方的に（無条件・無理由で）契約を解除できるように定められた制度です。

相手方に電話等で購入を勧誘され、はっきりと断れなかったり、恐怖感などから思わず購入すると言ってしまい、書籍が送られてくるケースがあります。

この場合でも、同封されている書面（販売業者は、契約の申込みを受けたときは、直ちに法律で定められた事項を記載した書面を交付しなければなりません。）を受領した日を含めて8日間以内であれば、**申込みの撤回ができます。**（特定商取引法第9条・第24条）クーリング・オフは、相手方に書面で行う必要があります。

また、令和4年6月から電磁的記録によるクーリング・オフが導入され、書面だけではなく、メールなどによるクーリング・オフも可能となりました。詳細は以下の消費者庁ホームページをご確認ください。

### 「特定商取引法における電磁的記録による

### クーリング・オフに関するQ&A」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220209\\_09.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_09.pdf)



## ① 一般的なクーリング・オフの通知方法

簡易書留・特定記録郵便など証拠の残る書面（はがきで可）で通知する。

「契約を解除する」旨を明記し、既払い金の返金、商品の引き取りなどを求める。

はがきの場合は表と裏のコピーをとって保管する。個別クレジット契約をした場合は、信販会社に「契約を解除する」旨を通知する。

クレジットカードを使用していた場合は、販売業者とクレジットカード会社の両方に通知する。

## [記載例]

<p><b>通知書</b></p> <p>契約年月日 ●年●月●日          商品名 ●●●●●●          契約金額 ●●●●●●円          販売担当者 ●●株式会社          ●●営業所 ●●●●氏</p> <p>上記契約は解除します。          支払済の●●●●●●円を返金し、          商品はお引き取りください。          (通知を出した年月日)          (自分の住所・氏名)</p>	<p>郵便はがき</p> <p>□□□□□□□□</p> <p>(事業者住所)          (事業者名)          代表者様</p>
---	---

※ 相手方が事実と違うことを告げたり、脅したりしたためにクーリング・オフをしなかった場合や同封された書面に法律上の記載に不備がある場合には、上記の期間を経過してもクーリング・オフできます。

なお、特定商取引法の対象は一般消費者ですので、主として営業のための取引には適用されません。

— 困ったときは、消費生活センターに相談しよう —

- ・ 埼玉県消費生活支援センター 048-261-0999  
(川口市上青木 3-12-18 SKIP シティ A1 街区 2 階)
- ・ 埼玉県消費生活支援センター熊谷 048-524-0999  
(熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎 3 階)

【受付時間】 9:00 ~ 16:00

【休業日】 土(熊谷のみ)、日、祝日、年末年始

- ・ お住まいの市町村の消費生活センター

・ 消費者ホットライン

局番なし188番にお電話ください。  
お近くの相談窓口につながります。

い や や!  
1 8 8

## (2) 寄付金・賛助金の強要の対処方法

同和関係（団体）の者を名乗り、同和問題の解決のための寄付金・賛助金の要求を受けた場合の対応方法は次のとおりです。

### ア 寄付は自由意思で

企業も社会的な存在ですから、真に必要であると判断した社会的事業についての寄付金・賛助金を拠出することは、その企業の自由な裁量によります。

しかし、同和問題の解決ということが本当だとしても、**その要求に応じなければならない義務はありません。**

また、その要求が不法・不当な手段で強要された場合には、これに応じる義務がないばかりか、むしろこれに応じることは、かえって、えせ同和行為に加担することにもなりかねません。

### イ 一度応じてしまうと

おそらく最初は、わずかな金額の要求でしょう。

しかし、一度応じてしまうと、企業の体制が弱体であることを相手方に見抜かれ、あとで「前回も付き合ってくれたのだから、今回も協力してほしい」と再三要求を受けることになります。

### ウ 企業全体の取組が大切

要求を拒否する場合、担当者だけがいくら拒否しても、それだけでは十分ではありませんし、担当者への負担が大きいです。

企業全体で取組をせずに、担当者だけに責任を押しつけるようなことは最も避けるべきです。このような場合の企業、事業所としての**対応の方針をあらかじめ検討しておくべき**でしょう。

企業全体としての体制ができていれば、担当者も会社のバックアップに支えられて、相手方に対し毅然とした対応がとれることとなります。

## IV

### 具体的事例と対応

### (3) 研修会への参加及び講師派遣の強要の対処方法

同和関係（団体）の者を名乗り、団体等主催の研修会に参加をしつこく勧誘されたり、団体等の会員を講師として招くよう強要された場合の対応方法は次のとおりです。

#### ア 参加は自由意思で

日頃から同和問題を含む人権問題に対する理解を深めるために、積極的に研修会を開催したり、従業員を研修会に参加させることは大切なことです。

しかし、特定の研修会への参加や講師の派遣を他から強要される義務はありません。会社において**必要性を認めないのであれば断るべきです**。

なお、同和問題に関する研修会の実施については、県人権・男女共同参画課でも、啓発冊子提供や啓発講師派遣などの相談に応じています。P.29「研修などの御案内」をご覧ください。

#### イ 安易な判断は禁物

えせ同和行為の要求の種類として、「同和問題に対する

理解が足りない。我々に研修を任せろ」と、研修会への参加を強要したり、事業所等が実施する研修会へ講師として招くよう強要するケースがあります。

これらは、研修会参加費や講師派遣料としての金銭強要のほかに、これをきっかけにして、さらに下請けへの参加や賛助金の強要などを迫ることも考えられますので、「参加するだけだから」などと安易な判断をしないことが必要です。

#### (4) 代理人と称した介入をされた場合の対処方法

交通事故の保険金等で同和関係（団体）の者を名乗り、被害者の代理人であるとして不当に示談金を要求してくる場合があります。断ると「我々を差別するのか」という脅しをかけてくることが考えられます。

この場合の対応方法は次のとおりです。

##### ア 同和関係者を名乗る者が代理人であっても

同和関係者を名乗る者が代理人として不当に介入してくるケースがあります。

第三者が代理人として対応してきた場合、被害者からの委任状などで代理権限の有無を確認してください。委任状などの提示がない場合、適正な代理人と確認できないわけですから、その者と交渉する必要はありません。

仮に、この同和関係者を名乗る者が正式な代理人であったとしても、**普段どおりの対応をしてください**。彼らが交渉を有利に進めるため、同和を名乗る団体の名をかたり、名刺を提示することは、よくあるケースです。

要求金額があまりに不当であれば、交渉を継続しても正しい結論を見出すことは困難と思われるため、交渉は打ち切り、弁護士に相談した方がよいでしょう。

## イ 「差別だ」と言われたら法務局に相談する

相手方から「差別だ、人権問題だ」などと言われ、対応に困ったときは「その件については、法務局に相談する」と答えればよいでしょう。

法務局では、中立公正の立場から、事案が人権侵犯に当たるかどうかを申告に基づき調査し、適切な処理をすることになっていますから、相手方の要求には応じないことが大切です。

## (5) 下請けへの参加強要をされた場合の対処方法

同和関係（団体）の者を名乗り、「工事の下請けに参加させろ」と強要されることがあります。断ると「我々を差別するのか」という脅しをかけてくることも考えられます。

この場合の対応方法は次のとおりです。

## ア 契約は自由意思で

契約するかしないかは、あなたの自由です。契約する意思がなければ、きっぱりと断ってください。

「考えてみる」、「検討する」等の発言は、相手方に期待を持たせるので、絶対にしないでください。

## イ 「差別だ」と言われたら法務局に相談する

相手方から「差別だ、人権問題だ」などと言われ、対応

に困ったときは「**法務局に相談し、その判断を法務局に委ねる**」と答えればよいでしょう。

法務局では、中立公正の立場から、事案が人権侵犯に当たるかどうかを申告に基づき調査し、適切な処理をすることになっていますから、相手方の要求には応じないことが大切です。

## V 研修などのご案内

### 1 県啓発講師の派遣について

県では、市町村や県内企業が開催する人権・同和問題に係る研修会に啓発講師を派遣しています。派遣の要領は、次のとおりです。

#### (1) 派遣できる研修

主催者（依頼者）、派遣先（会場）がともに県内であり、非営利の研修に限ります。

#### (2) 申込みから研修当日まで

ア 研修の概要（日程・会場等）が固まり次第、電話で仮予約をしてください。

イ 仮予約後、派遣希望日の1か月前までに「講師派遣依頼申込書」(P.31 参照)を電子メールで提出してください。

※ 申込書の様式は、人権・男女共同参画課ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/koshi.html>)



ウ 「講師派遣依頼申込書」を人権・男女共同参画課で受理した時点で、正式受付となります。その後、派遣する講師が決まり次第、「講師派遣依頼確認書」を返送します。

エ 派遣講師決定後は、必要により直接担当講師と事前に打ち合わせを行ってください。

### (3) その他

ア 講師派遣に係る費用（講師謝金、交通費等）は必要ありませんが、レジュメ等の印刷（コピー）をお願いします。

イ 研修内容は「人権問題概論」又は「同和問題」になります。個別の人権課題のみの研修はお受けしませんので、御了承ください。

ウ 研修終了後、別途お送りするアンケートに御記入の上、送付してください。

エ 連絡先等は次のとおりです。

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課（調整担当）

TEL：048（830）2258

E-mail：a2250-01@pref.saitama.lg.jp

ホームページ：

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/koshi.html>



# 講師派遣依頼申込書

令和 年 月 日

依頼者	名称			担当部署	
	担当者	[職名]	〔氏名〕 <small>ふりがな</small>		
	電話		ファクシミリ		
	住所	〒			
	Eメール				
研修内容	主催者				
	研修会名				
	広報	有 ・ 無	方法（広報媒体等）について		
	日時	令和 年 月 日（ ）		時 分から	時 分まで
		（※うち講演は、時 分からの 分間）			
	当日のプログラム				
	会場	[名称]			
		[住所]			
		[電話]			
		[最寄り駅（及び会場までの所要時間）]			
	※ 案内図も添付して下さい				
対象者(人数)	( 人)				
研修の程度	初級 ・ 中級 ・ 上級				
映画の利用	無 ・ 有→映画名「 」( 分間)、講師の話の→(前・後)貸出しの手配→(人権・男女共同参画課・その他)から、(16ミリ、DVD、ビデオ)を使用 ※県人権・男女共同参画課の映画を利用する場合は、別途の申し込みが必要です。				
資料の利用	1 レジュメのみ 2 レジュメと県発行の啓発冊子 → 冊子名 ( )				
希望内容 (具体的に記入して下さい)					
前回の依頼日 及び講師名	令和 年 月 日 ( ) 実施		研修会名	講師名	
※県人権・男女共同参画課→で記入	/ 受付者		派遣講師名		

○ 講師の派遣を依頼する場合、事前に電話で日程の仮予約をしてから、この用紙に必要事項を記入の上、申し込んでください。

〈担当：県人権・男女共同参画課 調整担当 電話048(830)2258、Eメール：a2250-01@pref.saitama.lg.jp〉

○ 申込書受付後、担当講師が決まり次第、確認書を返信します。

※ 荒天(台風、積雪等)による交通途絶等により当日派遣できない場合があります。派遣が困難となった場合は、担当者より連絡させていただきます。

## 2 人権啓発DVD等の貸出しについて

県では、人権啓発DVD・ビデオを貸し出しています。

### 貸出の目的

「講演会・研修会等」で使用し、啓発・教育に役立てるものです。主催者、参加者、会場のいずれも県内で非営利の研修に限ります。

### 貸出方法

#### 1 予約

事前に電話で、「希望日」をお知らせください  
(電話：048-830-2255)

#### 2 貸出

直接来庁してください(場所:埼玉県庁・本庁舎3階北西側)  
借用申請書を記入していただきます。

#### 3 返却

直接来庁してください(場所:埼玉県庁・本庁舎3階北西側)

#### 4 期間

貸出の期間は、1週間以内です。

#### 5 受付

「予約・貸出・返却」の受付時間は次のとおりです。

月曜日～金曜日(祝休日を除く)

時間:8時30分から17時15分(12時00分から13時00分を除く)

#### 6 その他

多数DVDを所有しております。

リストもありますのでHPをご覧ください。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/eiga.html>)



## VI 相談窓口

埼玉県では、国、県警察本部、埼玉弁護士会などの機関とともに、「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、その排除に努めています。

えせ同和行為に関する御相談は、次のところまでお問い合わせください。

### 【埼玉県えせ同和行為対策関係機関の相談窓口】

- ・さいたま地方法務局人権擁護課  
TEL 048-859-3507 (直)
- ・埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課  
TEL 048-830-2258 (直)
- ・埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課  
TEL 048-832-0110 (代)
- ・(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター  
TEL 048-834-2140 (直)
- ・埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会  
TEL 048-863-5255 (代)



# MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.



# MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.



発行：埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
048 - 830 - 2258 (直)



植物液インキを使用しています

令和6年3月発行